

昔話法廷

論点表

第10話「赤ずきん」裁判

起訴状朗読・罪状認否

検察側

- ・おばあさんの見舞いに向かった赤ずきんは、森でオオカミに出会い、おばあさんの家の場所を教えてしまった。
- ・先回りしたオオカミは、おばあさんをひと呑み。後から来た赤ずきんも食べてしまった。
- ・偶然通りかかった猟師が、寝ているオオカミのお腹を裂いて、二人を救出した。
- ・赤ずきんは大量の石を拾ってきて、オオカミのお腹に詰め、死に至らしめた。これは、殺人罪に当たる。

弁護側

- ・オオカミを殺した事実は認める赤ずきん。でも、その時のことはよく覚えていない。
- ・オオカミに食べられた赤ずきんは、“心神喪失”の状態にあった。刑法第39条により、無罪である。
- ・“心神喪失”とは、精神障害が原因で、やってはいけないことの判断ができず、自分の行動を制御できない状態のこと。
- ・刑法第39条では、「心神喪失者の行為は、罰しない。」と定められている。赤ずきんがオオカミ殺しを認めているにもかかわらず、弁護人が無罪を主張したのは、そのため。
- ・犯行当時、赤ずきんは心神喪失の状態にあったのかどうか、裁判の争点。

検察側証人：殺されたオオカミの母親

検察側

- ・殺されたオオカミのお腹には、山のような石がびっしりと詰め込まれていた。はちきれんばかりに膨らんだお腹は、麻紐で乱雑に縫合されていた。
- ・オオカミの母親は、愛する息子を惨殺された悲しみといきどおりを、赤ずきんにぶつける。「赤ずきんとおばあさんをおそった息子が悪いのはわかるが、こんなむごい殺し方をしなくてもいいじゃないか!赤ずきんが無罪になっていいわけがない!」

弁護側

- ・心神喪失者は、それがやってはいけないことだとわからずに犯行に及んでいる。そうした者を罰しても、自分がなぜ罰を与えられるのか理解できず、更生は期待できない。「心神喪失者の行為は罰しない」と法で定められているのは、そういう理由。
- ・それは、罪そのものが“許される”というわけではない。ただ、刑罰はかせないということ。
- ・精神科医が行った赤ずきんの精神鑑定によると、「赤ずきんは、犯行当時、心神喪失の状態にあった」。
- ・「オオカミに食べられた赤ずきんは、胃の中で低酸素脳症におちいり、もうろう状態にあった。また、想像を絶する死の恐怖に直面し、強い心的外傷を負っていた」というのが、鑑定の根拠。
- ・もちろん、精神鑑定だけで判定は決めてはならない。

弁護側証人：赤ずきんのおばあさん

弁護側

- ・事件の日、おばあさんは、お昼ご飯を食べてウツラウツラしていた。そこにいきなりオオカミが現れて、ひと呑みにされた。
- ・おばあさんは、お腹の中でずっと気を失っていた。助けられた後も、意識が戻らず動くことが出来なかった。
- ・それで、猟師が、あわてて医者を呼びに家を出て行った(⇒家にいるのは、意識のないおばあさんと赤ずきんだけになった)
- ・目を覚ましたおばあさんは、事件の一部始終を目撃した。赤ずきんは、集めた石を次々に、オオカミのお腹に詰めていった。
- ・赤ずきんは「死にたくない、死にたくない」とつぶやきながら、何かにとりつかれたみたいに石を詰め続けた。あまりの異様さに、おばあさんは、声をかけることもできなかった。
- ・精神鑑定によると、赤ずきんは自分の身を守るために、本能的にオオカミを殺害した。
- ・おばあさんは、赤ずきんが小さい時から、ずっと面倒をみてきた。おばあさんいわく「赤ずきんは、本当にいい子。あんなことができるような子ではない。あの時は、きっとどうかしていた!」。

検察側

- ・おばあさんは、家にいるときも、カギをかけている。事件の日もかけていたはずだと、おばあさんは語る。
- ・おばあさんは、「赤ずきんに起こされて」事件を目撃した。赤ずきんは、石を詰める前に、体を何度も揺すぶって、意識のなかったおばあさんを起こした。
- ・おばあさんは「赤ずきんが起こしたのは、動かないわたしのことを心配したからだ」と語るが、検察官は「声をかけるほどおかしくなっていた赤ずきんが、“心配”というのはおかしい」と反論する。
- ・検察官いわく「赤ずきんは、自分が石を詰めているところを、おばあさんに見せたかったのではないか？それは、石を詰める異常さを、おばあさんに証言させるため。そうすれば、心神喪失だと認められやすくなるから」
- ・検察官いわく「赤ずきんは、心神喪失などしていない。そのフリをしているだけ!」。
- ・おばあさんの見たのは、全て赤ずきんの“演技”だったのか。赤ずきんは、心神喪失のフリをして、無罪を手に入れようとしているのか!?

被告人質問: 赤ずきん

弁護側

- ・赤ずきんは、森で出会ったオオカミは、とてもやさしかったという。なので、「どこへ行くの?」と聞かれて、ついおばあさんの家の場所を教えてしまった。
- ・「花を摘んで行ったら、おばあさん喜ぶよ」とオオカミに言われたので、寄り道して花を摘んでいった。
- ・先回りしたオオカミはおばあさんを食べ、後から来た赤ずきんも食べた。
- ・オオカミの胃の中で、赤ずきんは、息が出来なかった。「苦しくて苦しくて…。頭がしめ付けられるように痛くなった…」。
- ・赤ずきんいわく「先に食べられたおばあさんには気づいた。呼んでも返事がないので、もう死んでしまったと思った。大好きなおばあさんが目の前で死んでいて、自分もこのまま死ぬんだと思うと、怖くて怖くてたまらなかった。でも、いくらあがいてもどうにもならなかった…」。
- ・赤ずきんは、オオカミのお腹から救出された後のことを、よく覚えていないという。「気づいたら、オオカミが死んでいた。私は、自分のしたことが今でも信じられない。自分の中に、誰か、別の誰かがいるような気がして怖い…」。

検察側

- ・オオカミのお腹から救出された赤ずきんの目の前には、猟師がオオカミのお腹を裂くのに使った、30センチほどのナイフが転がっていた。
- ・オオカミはぐっすり眠っている。ナイフで刺せば、一瞬で、しかも確実にオオカミを殺すことができたはずなのに、赤ずきんは使わなかった。
- ・赤ずきんは、「ナイフに気がつかないくらい、もうろうとしていたんだと思う」と理由を述べた。
- ・では、赤ずきんは、なぜ石を詰めて殺す必要があったのか。検察官いわく「それが、いかにも猟奇的で、心神喪失“ぼく”見えると考えたからではないか?」。あくまで、検察官は、赤ずきんが心神喪失を装おうとしていると主張。
- ・さらに検察官は、「森で出会ったオオカミが『やさしかった』といううのは解せない」と主張。人食いのオオカミなのに、なぜその場で赤ずきんを食べなかったのか?
- ・検察官いわく「本当は、赤ずきんは、森でオオカミに襲われたのではないか?あまりの恐怖に、『私の代わりに、おばあさんを食べてください』と、つい口走ってしまった」。
- ・その根拠として、検察官は、現場の部屋の片隅に落ちていた押収物のカギを取り出した。それは、おばあさんの家のカギ。赤ずきんが持っていたものだった。
- ・カギには、オオカミの指紋がついていた。オオカミは、そのカギを使っておばあさんを食べた。なぜ、赤ずきんのカギをオオカミが持っていたのか。
- ・検察官いわく「オオカミに襲われた赤ずきんは、思わず、このカギを差し出し、おばあさんを“売った”。そして、その事実を、大好きなおばあさんに、どうしても知られたくなくて、口封じにオオカミを殺害した!」。
- ・赤ずきんは、「カギは渡していない!花を摘んでいる時にオオカミに盗まれた」と反論。

最終弁論

検察側

- ・赤ずきんが、石を詰める前におばあさんをわざわざ起こしたこと、あえて残虐な方法で殺したことは、すべて意図的で心神喪失のフリをしていることは明らか。
- ・赤ずきんのカギをオオカミが持っていたことは、赤ずきんがおばあさんを“売った”何よりの証拠。赤ずきんは、その事実を隠すために、意思を持って、オオカミを殺害した。
- ・赤ずきんは、有罪。

弁護側

- ・赤ずきんがオオカミに食べられたという厳然たる事実を、忘れてはならない。
- ・生きながらにして食べられた赤ずきんは、想像を絶する死の恐怖に直面し、心神を喪失した。そのことは、精神鑑定書が証明している。
- ・このような猟奇的な殺害は、正常な精神状態では決して出来ない。
- ・刑法第39条により、赤ずきんは無罪。